

評価等の実施方法について

1 評価スケジュール

時期	内容
令和4年6月	県及び指定管理者による自己評価の実施
令和4年7月22日	第1回選定・評価委員会 1 前回（令和2年度業務）評価への対応（報告） 2 県及び指定管理者による自己評価の結果（報告） 3 令和3年度業務の評価方法の決定
令和4年9月14日	第2回選定・評価委員会 1 指定管理者へのヒアリング 2 評価の審議 ⇒ 評価結果の公表〔10月～11月上旬（予定）〕

2 評価の実施方法

(1) 評価の対象業務

令和3年度における指定管理者の業務

(2) 評価手順

ア 第1回選定・評価委員会〔7月22日〕

評価方法〔評価項目（評価シート）、評価手順〕の決定

イ 委員による事前評価の実施〔8月18日～8月30日〕

第2回選定・評価委員会に先立ち、委員による事前評価（評価シートの記載）を実施

ウ 第2回選定・評価委員会〔9月14日〕

(ア) 指定管理者に対するヒアリングを実施

(イ) 委員による評価

委員は、指定管理者に対するヒアリングの結果を基に、事前評価について適宜修正を行うとともに、改善を要する事項等がある場合は、コメント欄にその内容を記載する。

(ウ) 委員会の評価

各委員の評価を踏まえ、委員会として評価内容を審議する。

(3) 評価結果の公表〔10月～11月上旬（予定）〕

事務局において選定・評価委員会での評価結果を取りまとめ、「評価結果報告書案」を作成し、全委員との調整を経た後に報告書として公表する。

3 令和4年度第2回選定・評価委員会の日程等

次 第	時 間	備 考
1 開 会	14 : 00	
2 挨 拶	14 : 00～14 : 02	2分
3 議 事		
(1) 令和3年度指定管理業務の評価について		
ア 評価の実施方法について	14 : 02～14:10	8分
イ 事前評価結果について		
ウ ヒアリング	14 : 10～14:50	40分
指定管理者から取組内容等を説明		(4分×5項目)
質疑		(4分×5項目)
エ 委員による評価	14 : 50～15:00	10分
～ 休 憩 ～	15 : 00～15:10	10分
オ 委員会による評価、意見交換	15 : 10～15:30	20分
カ 令和3年度指定管理業務の評価結果報告書(案)について	15 : 30～15:50	20分
(2) これまでの運営状況等について		
ア 中間評価について	15 : 50～16:10	20分
指定管理者から取組内容等を説明		
質疑		
イ 安定的な運営に向けた取組等について	16 : 10～16:30	20分
指定管理者から取組内容等を説明		
質疑		
(3) その他		
4 閉 会	16 : 30	

(1) 令和3年度指定管理業務の評価について

ア 評価の実施方法について [事務局から説明]

イ 事前評価結果について [事務局から説明]

ウ 指定管理者及び県へのヒアリング (40分)

(ア) 評価項目毎に指定管理者から取組状況等について説明(4分)した後、委員によるヒアリング(4分)を実施する。(8分×5評価項目=計40分以内)

(イ) ヒアリングでは、各委員が評価の判断を行うに当たって確認を要する事項等について、指定管理者または県に対して質問する。

エ 委員による評価(参考資料1 事前評価一覧への記入)(10分)

(ア) ヒアリングの結果を踏まえ、評価値及びコメントの確認・見直し。

⇒ 事前評価一覧の「評価」欄には評価基準に基づく5段階評価の結果を、「コメ

ント」欄には優良な取組として評価すべき点や改善を要する事項等を記入する。

(イ) 記入後、事務局が事前評価一覧を回収（変更がある委員のみ）する。

(ウ) 休憩中に事務局が各委員の評価のとりまとめを行う。

オ 委員会による評価、意見交換（20分）

各委員の評価を踏まえて、委員会として評価項目毎の評価（評価値 5～1）について協議する（見直し後の評価結果一覧をプロジェクターに投影する）。

カ 評価結果報告書（案）について（20分）

(ア) 委員会としての評価結果については、後日、報告書にまとめて公表する。

(イ) 委員会当日は、委員の事前評価結果に基づき事務局が作成した報告書案（たたき台）をもとに報告書の内容について協議する。

(ウ) 協議結果を踏まえ、後日、事務局が当日の評価結果を盛り込んだ報告書案をまとめ、改めて全委員に協議（書面）する。

(エ) 当該報告案について、全委員の承諾が得られた後に報告書を公表する。

(2) これまでの運営状況等について

ア 中間評価について（20分）

(ア) 事前に委員から寄せられた質問事項について、指定管理者が説明をした後、委員によるヒアリングを実施し、提案時の事業進捗の確認を行う。

(イ) 当日出された意見を事務局でまとめ、委員に確認いただいた後、指定管理者に提供する。

イ 安定的な運営に向けた取組等について（20分）

(ア) 事前に委員から寄せられた質問事項について、指定管理者が説明をした後、委員によるヒアリングを実施する。

(イ) 事前または当日に提出された意見を事務局でまとめ、委員に確認いただいた後、指定管理者に提供する。